

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第 1 号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前																																												
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この企業管理規程は、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）第 4 条に定める鳥取県病院局（以下「局」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p>		<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この企業管理規程は、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年 3 月鳥取県条例第12号）第 4 条に定める鳥取県病院局（以下「局」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p>																																												
鳥 取 県 立 中 央 病 院	<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>医療技</td><td>略</td></tr> <tr><td>術局</td><td>薬剤部</td></tr> <tr><td></td><td>臨床工学室</td></tr> <tr><td></td><td>略</td></tr> <tr><td>看護局</td><td>中央滅菌材料室</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>医療安</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr><td>全・感</td></tr> <tr><td>染防止</td></tr> <tr><td>対策室</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>医療局</td><td>略</td></tr> </table>	略		医療技	略	術局	薬剤部		臨床工学室		略	看護局	中央滅菌材料室	略		医療安		全・感	染防止	対策室	略		医療局	略	鳥 取 県 立 中 央 病 院	<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>医療技</td><td>略</td></tr> <tr><td>術局</td><td>薬剤部</td></tr> <tr><td></td><td>略</td></tr> <tr><td>看護局</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>医療安</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr><td>全対策</td></tr> <tr><td>室</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>医療局</td><td>略</td></tr> </table>	略		医療技	略	術局	薬剤部		略	看護局		略		医療安		全対策	室	略		医療局	略
略																																														
医療技	略																																													
術局	薬剤部																																													
	臨床工学室																																													
	略																																													
看護局	中央滅菌材料室																																													
略																																														
医療安																																														
全・感																																														
染防止																																														
対策室																																														
略																																														
医療局	略																																													
略																																														
医療技	略																																													
術局	薬剤部																																													
	略																																													
看護局																																														
略																																														
医療安																																														
全対策																																														
室																																														
略																																														
医療局	略																																													

鳥 取 県 立 厚 生 病 院		中央手術室
		集中治療室
	医療技	略
	術局	臨床工学室
		略
	略	
	事務局	総務企画課
		管財課
		略
	医療安 全対策 室	
医療情 報管理 室		

鳥 取 県 立 厚 生 病 院		中央手術室
	医療技	略
	術局	診療情報管理室
		略
	略	
	事務局	総務課
		経営課
		略
	医療安 全対策 室	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	中央手術室	1 手術に関すること。 2 中央手術室の管理に関する こと。 3 その他手術に必要な事項に 関すること。
	集中治療室	1 集中治療に関すること。 2 集中治療室の管理に関する こと。 3 その他集中治療に必要な事項 に関すること。
略		
医療技	略	
術局	臨床工 学室	医療機器の保守、管理及び操作 に関すること。
	略	
看護局	1 患者の看護及び診療介助に 関すること。 2 看護師、准看護師、助産師及 び看護助手の配置、勤務及び保 健衛生に関すること。 3 看護師の教育及び研修に 関すること。 4 看護学生の教育に関するこ	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	中央手術室	1 手術に関すること。 2 中央手術室の管理に関する こと。 3 その他手術に必要な事項に 関すること。
	略	
医療技	略	
術局	診療情 報管理 室	1 カルテの管理に関すること。 2 診療記録の整理及び統計に 関すること。 3 その他診療記録等に必要な事 項に関すること。
	略	
看護局	1 患者の看護及び診療介助に 関すること。 2 看護師、准看護師、助産師及 び看護助手の配置、勤務及び保 健衛生に関すること。 3 看護師の教育及び研修に 関すること。 4 看護学生の教育に関するこ	

		と。 5 病棟、手術室及び分べん室の管理に関する事 6 看護に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関する事 7 その他看護に必要な事項に関する事。
	中央滅菌材料室	医療器具の洗浄及び滅菌に関する事。
事務局	略	
	経営課	1 病院の経営分析及び経営改善の企画に関する事。 2 病院の情報化に関する事。 3 予算及び決算に関する事。 4 出納その他会計に関する事。 5 財務諸統計に関する事。 6 器械及び備品の取得、管理並びに処分に関する事。 7 物品の出納及び管理に関する事。 8 薬品、診療材料等の購入及び交付に関する事。 9 医療機器の保守点検に関する事。
	総務企画課	1 病院の事務の総合調整に関する事。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関する事。 3 病院の職員の人事及び労務に関する事。 4 病院の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 5 病院の職員の研修に関する事。 6 病院の職員の衛生管理及び厚生福利に関する事。 7 法令による申請、報告及び諸届に関する事（他の所掌に属するものを除く。） 8 病院の経営分析及び経営改善

		と。 5 病棟、手術室及び分べん室の管理に関する事 6 看護に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関する事 7 その他看護に必要な事項に関する事。
事務局	略	
	経営課	1 病院の経営分析及び経営改善の企画に関する事。 2 病院の情報化に関する事。 3 予算及び決算に関する事。 4 出納その他会計に関する事。 5 財務諸統計に関する事。 6 器械及び備品の取得、管理並びに処分に関する事。 7 物品の出納及び管理に関する事。 8 薬品、診療材料等の購入及び交付に関する事。 9 医療機器の保守点検に関する事。

	<p>の企画に関すること。</p> <p>9 病院の情報化に関すること。</p> <p>10 予算及び決算に関すること。</p> <p>11 出納その他会計に関すること。</p> <p>12 財務諸統計に関すること。</p> <p>13 他の所掌に属しないこと。</p>
管財課	<p>1 資産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>2 施設の管理及び保全に関すること。</p> <p>3 施設の営繕に関すること。</p> <p>4 物品の出納及び管理に関すること。</p> <p>5 薬品、診療材料等の購入及び交付に関すること。</p> <p>6 医療機器の保守点検に関すること。</p>
略	
医療安全・感染防止対策室	<p>1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。</p> <p>2 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。</p> <p>3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。</p>
医療安全対策室	<p>1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。</p> <p>2 医療安全対策室の管理に関すること。</p> <p>3 その他医療安全対策に必要な事項に関すること。</p>
略	

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療安全対策室、中央放射線室、中央検査室、理学療

略	
医療安全対策室	<p>1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。</p> <p>2 医療安全対策室の管理に関すること。</p> <p>3 その他医療安全対策に必要な事項に関すること。</p>
略	

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、事務局に次長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、中央放射線室及び中央検査室に副室長を、看護局に副看護局長及び看護師長を置くことができる。

法室、臨床工学室、栄養管理室及び中央滅菌材料室
に副室長を置くことができる。

6及び7 略

6及び7 略

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。